

公益社団法人千葉県園芸協会の入会及び退会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人千葉県園芸協会(以下「本会」という。)定款第5条及び第8条の規定に基づき、本会の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 定款第5条に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当する団体又は個人とする。なお、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 千葉県内の地方公共団体及びその関係団体並びに千葉県内の園芸品を生産する農業者が組織する連合団体で、本会の目的に賛同して入会したものである。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業の推進を援助するために入会した個人若しくは法人又は団体。

(入会手続)

第3条 協会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書(第1号様式)に、当該団体の定款及び業務内容を記す書類等を添付して、本会に提出しなければならない。ただし、理事長が必要と認めるときは、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

- 2 本会への入会は、入会申込書及び添付された関係書類等から判断し、園芸農業の振興に寄与すると認められる団体及び個人を会員とする。
- 3 理事長は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書(第2号様式)により、入会申込者に通知しなければならない。

(会員名簿)

第4条 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿(第3号様式)に登録する。

- 2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(会費)

第5条 第2条の規定により会員になる者は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第6条 会員は、退会届(第4号様式)を提出して、任意に退会することができる。

- 2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。
- 3 定款第10条の規定により、退会以外の事由により会員の資格を損失した場合については、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

(改正)

第7条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年9月24日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

公益社団法人千葉県園芸協会入会申込書

当団体(私)は、貴協会の正会員(賛助会員)として入会したいので、下記書類を添えて申し込みます。

記

1 入会希望時期 平成 年度(平成 年 月)

2 添付書類

① 定款

② 業務内容を記す書類等

平成 年 月 日

〒

住所

氏名(法人名・代表者名)

㊟

公益社団法人千葉県園芸協会

理事長 様

第2号様式(第3条関係)

公益社団法人千葉県園芸協会入会決定通知書

貴団体(貴殿)は、当協会の正会員(賛助会員)として、入会が認められたので通知いたします。

平成 年 月 日

公益社団法人千葉県園芸協会

理事長 ㊟

氏名(法人名・代表者名) 様

(注)入会が認められなかった場合も本様式に準じて通知書を作成すること。

第3号様式(第4条関係)

公益社団法人千葉県園芸協会会員名簿

会員 種別	入会 年月日	会員名		住所又は所在地	退会 年月日	摘要
		氏名(法人名)	代表者名			

- (注) 1. 会員種別は、正会員、賛助会員の区分を記入する。
2. 会員名欄の代表者名は、会員が法人又は団体の場合に記入する。
3. 摘要欄は、退会事由その他必要な事項を記入する。

第4号様式(第6条関係)

公益社団法人千葉県園芸協会退会届

当団体(私)は、貴協会の正会員(賛助会員)を退会したいので届出ます。

退会予定期日 平成 年 月 日

平成 年 月 日

氏名(法人名・代表者名)

㊟

公益社団法人千葉県園芸協会

理事長 様